

# 大阪大学「公認心理師プログラム」の取り組みについて



夢はバラ色

平井 啓\*

Development of an educational program for Certified-public psychologist  
in Osaka University

Key Words : Certified-Public Psychologist, Comprehensive assessment

## はじめに

2020年から猛威を振るっている新型コロナウイルスは私たちの生活に大きな影響を与えている。自分や周りの人が感染することに対する恐れや学業への支障、社会経済の落ち込みによる経済的な影響、将来への不安、自粛要請による孤独感やストレスなど、あらゆる人の心にネガティブな影響をもたらしている。このような状況の中、心理専門職による相談や心のケアの需要は高まっている。

2017年に心理分野では初めてとなる国家資格である「公認心理師」が誕生した。それに伴い、大阪大学人間科学部・人間科学研究科においても公認心理師養成のための公認心理師プログラム運営室を充足し、現在3年目に入っている。

ここでは大阪大学人間科学部・人間科学研究科における公認心理師プログラム運営室の取り組みについて紹介したい。

## 国家資格「公認心理師」はどんな資格か

### 1) 公認心理師法制定の趣旨について、

今日、心の健康の問題は、国民の生活に関わる重要な問題となっており、学校、医療機関、その他企業をはじめとする様々な職場における心理職の活用の促進は、喫緊の課題となっている。しかしながら、我が国においては、心理職の国家資格がないことか

ら、国民が安心して心理に関する支援を受けられるようにするため、国家資格によって裏付けられた一定の資質を備えた心理職が必要とされてきた。公認心理師法は、このような現状を踏まえ、公認心理師の国家資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とするものであるとされている<sup>1)</sup>。

公認心理師法制定以前、「心理士」の資格として最も一般的だったのは、日本臨床心理士資格認定協会が認定した「臨床心理士」であった。臨床心理士の養成は、指定大学院という制度のもとで行われており、その中の心理相談室において行われる一対一の個別心理面接を臨床心理士養成の基盤としている。そのため、多くの臨床心理士のスキルは、個別の心理面接・心理療法や心理検査を中心としたものであり、多職種との連携のスキルや、コンサルテーション的役割についての実践は、その養成課程では十分に獲得されていないことが課題であった<sup>2)</sup>。

そこで、公認心理師の業務は、保健医療、福祉、教育、産業、司法の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者である、と定められた。

- ①心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ②心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- ③心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

この4つの業務のうち、①は、発達検査、知能検査など心理検査などの心理的アセスメントを行うこと、②は、心理カウンセリング、心理療法や各種心理的介入を行うこと、③は、心理コンサルテーショ



\* Kei HIRAI

1972年6月生まれ  
大阪大学大学院 人間科学研究科博士後  
期課程退学 (1997年)  
現在、大阪大学大学院 人間科学研究科  
准教授 博士(人間科学)  
専門/健康・医療心理学、行動医学  
TEL : 06-6879-8124  
FAX : 06-6879-8124  
E-mail : khirai@hus.osaka-u.ac.jp

ンを行う（学校場面の例：公認心理師→教師に生徒に対する対応方法について助言する）、④は、心理教育を行う（例：職場でメンタルヘルス研修を実施する）である。

また、公認心理師法第42条第1項によると、「公認心理師の業務を行うに当たっては、その担当する者に対し、保健医療、福祉、教育などが密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらを提供する者その他の関係者などと連携を保つこと」とされており、多職種連携は公認心理師の義務のなかに位置づけられている。また、公認心理師の業務の3番目の心理コンサルティングと4番目の心の健康教育は、今まで体系的に十分な教育・研究の行われていなかった領域である。すなわち公認心理師の基本設計は、従来の心理士の専門性に加えて、多職種連携など汎用的なスキルと視点の獲得が必要とされる。

**大阪大学人間科学部・人間科学研究科における公認心理師プログラム**

公認心理師になるためには、まず国家試験の受験資格を取得する必要がある。受験資格取得のためには、①：4年制大学に入学し、省令で定める科目を履修する、②：①を完了して大学院に進学し、省令で定める科目を履修する、という手順での科目履修が必要である。人間科学部・人間科学研究科に設置した「公認心理師プログラム」では「公認心理師コース」のような特定のコースに所属するのではなく、主専攻となる専門分野の学習に加えて、国が定める国家試験受験資格を得るための必要な科目（学部25科目・大学院10科目）を副専攻的に履修することで、専門分野にかかわらず国家試験受験資格を得ることが可能である（図1）。そのため通常の専攻で自らの専門性を高めながら、加えて必要な科目を履修することで公認心理師の国家試験受験資格を得ることができる。これにより、確かな専門性に裏付けられた幅広い分野での心理実践が可能な人材を育成していく。そのため、卒業論文・修士論文との両立可能かどうかなど、実習参加の適性に関する審査も含めた履修選抜を行っている。この仕組みは、コアとなる専門分野に加えて社会課題の解決を目指すプログラムの履修を行う大阪大学が全学で進めている Major-Minor 制と同じ考え方である。学生は、人

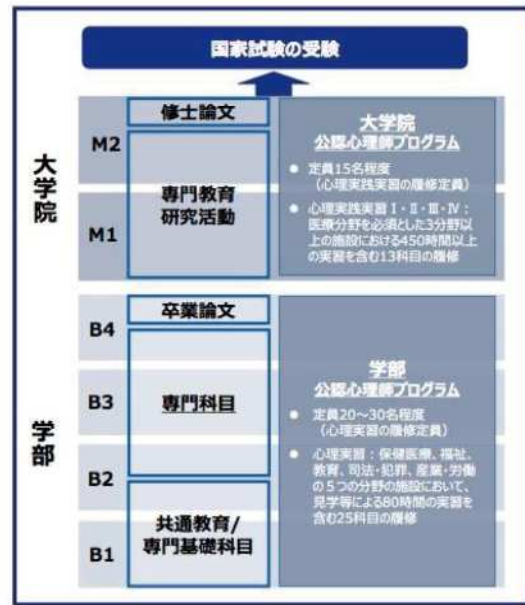


図1 公認心理師プログラムの流れ

間科学部・人間科学研究科のさまざまな研究分野や他学部・他研究科での学びをコアとし、加えて公認心理師プログラムを履修することで、専門性を高めると同時にその実社会への応用の仕方を学んでいくことになる。

この実社会への応用という点で、このプログラムにおいて学外実習が最も大きな部分となる。本プログラムでは、医療・福祉・教育・司法・産業の5つの領域をカバーする豊富な学外実習施設を整備している。現在、39施設が学外実習施設となっている。これらの実習先の中から、各学生の将来のキャリアプランに合わせて、基礎的で包括的な心理アセスメント能力を涵養するための基礎実習と、多職種連携を含む実践的な心理支援の方法を学ぶ発展実習を行っている。実質的に実習先と実習内容は、オーダーメイドとなっており、コアとなる専門分野に応じたり、将来のキャリアプランに応じたりしながら学生により全く異なる学びとなっている。

**養成すべき公認心理師の人材像とは**

大阪大学の公認心理師プログラムにおいて、養成すべき公認心理師の人材像として、以下の4つのスキルを持っていることを設定している（図2参照）。

- ①他者との適切な関係性構築や、専門家としての姿勢である基盤となる力

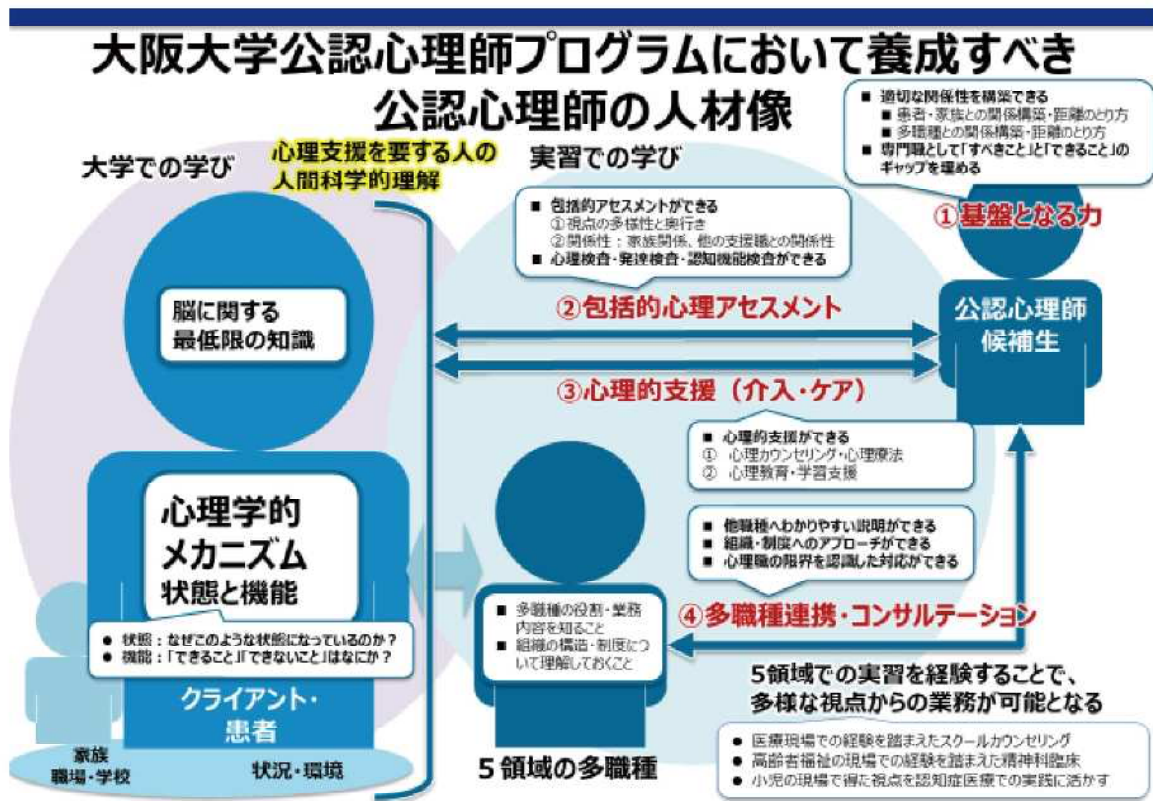


図2 公認心理師プログラムにおいて養成すべき公認心理師の人材像

- ②多様な視点からの分析や各種検査を基にした包括的心理アセスメント
- ③カウンセリングや心理教育などの心理的支援（介入・ケア）
- ④他職種へのわかりやすい説明や、組織・制度へのアプローチを通じた多職種連携・コンサルテーション

この4つのスキルに対応する形で、学生の実習での学修について学外施設の実習指導者は評価を行い、各学生にフィードバックが行われる。学生たちは、保健医療分野では、精神科や総合病院における診察・心理検査陪席、デイケアの参加など、教育分野では、小・中学校、適応指導教室、フリースクールの見学・参加など、福祉分野では、高齢者施設の見学・利用者様との関わり、児童相談所のグループの記録、司法犯罪分野では少年鑑別所の見学、模擬ケースのアセスメントなど、産業領域では企業の保健センターの見学、産業医による面談への同席を行う。一見これらの実習内容は非常に多彩であり、共通点

を見出すのが難しいように思えるが、さまざまな領域での心理学専門職の役割を実体験し、その中で共通する部分を自らみつけることで、この汎用的な4つのスキルを身に着けることが可能となる。

### おわりに

今年度になってから、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、学外実習は中断を余儀なくされた。しかし、6月から全学の行動基準に従い、また各実習先の理解と協力によって、実習を再開することができ、いくつかの実習先では今年度の実習が難しくなったが、全体としては必要な実習を行うことができています。特に、小学校・中学校にスクールサポーターとして実習に入っているが、学校現場も新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、そのような現場で実習生の存在が児童・生徒や教員に役に立っていると聞いている。このような学修の機会も貴重なものであり、この時期に学んだ学生にとっては今後の学修にも大きな影響を与えるであろうと考えている。

引用文献

- 1) 平井 啓：心理職はこんな仕事／心理職が医師・看護師に知ってほしいこと．緩和ケア 第30巻 第2号 (2020年3月号) p92-143
- 2) 厚生労働省：公認心理師法の施行について．  
29 文科初第 875 号：2017  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000181571.pdf>

